



## 政府機関の対策実施状況報告(2008年度)の概要

2009年5月8日

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

# 政府機関の対策実施状況報告(2008年度)の概要



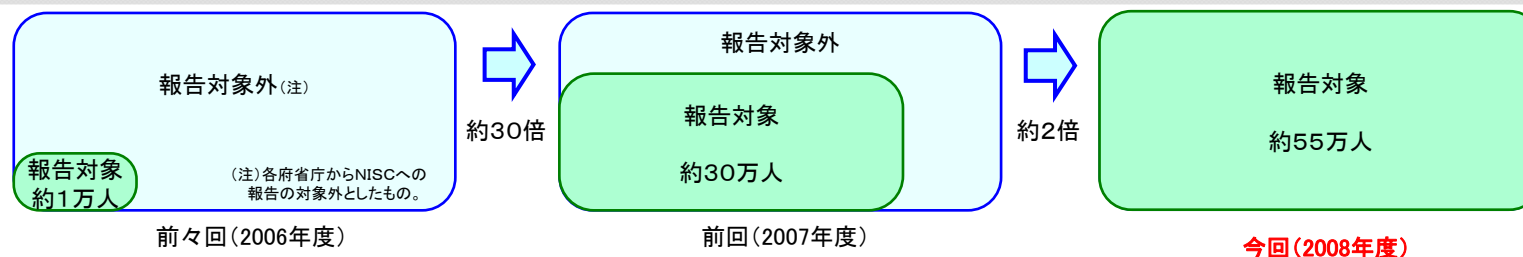
## 1 対策実施状況報告の実施目的

政府機関の情報セキュリティ対策は、「2009年度初めには、すべての政府機関において政府機関統一基準が求める水準の対策を実施していることを目指す」(第1次情報セキュリティ基本計画)ことが目標とされている。

この目標を達成するため、政府機関全体としての情報セキュリティ対策を推進する観点から、各府省庁の対策の実施状況をNISCにおいて把握。

## 2 2008年度の報告の範囲

2006年度、2007年度と徐々に対象範囲を拡大し、第1次情報セキュリティ基本計画の最終年度である2008年度には、**すべての対象を報告することを求めた(前年度比約2倍)**。(休職等により、情報を取り扱わないものを除き、政府機関のすべての職員が報告対象。)



## 3 報告の概要及び2009年度に向けた課題

### 報告の概要

- 政府機関全体で約55万人分の対策実施状況について報告があった。これを分析した結果、概要は以下のとおり。(数値は全府省庁の平均値)
  - 状況が把握できた者の割合を示す**把握率は約97%**
  - 責務が生じた者に占める対策を実施した者の割合を示す**実施率は約97%**
  - 一定の割合以上の実施率を有する遵守事項の割合を示す**到達率のうち、実施率が100%の遵守事項の割合は約76%**
- また、遵守事項別では、政府全体として「**情報セキュリティ対策の教育**」、「**情報の格付け・取扱制限に係る措置**」、「**各種規程・手順の整備**」等に課題が残っていることが認められた。他方、「**情報システムの台帳整備**」については、前回(2007年度)から各府省庁とも**改善が認められる**。

### 2009年度に向けた課題

- 2006年度と比較して、一定の成果が認められるが、第1次情報セキュリティ基本計画の目標からすれば、上記に掲げるように、**なお不十分な点があり**、第2次情報セキュリティ基本計画期間においても、**取り組むべき課題が依然として残っている**。
- 2008年度に初めて政府全体が報告対象となり、各府省庁においては、今後、経年比較ができる状況が整ったことから、実施状況を自ら分析して原因を特定するなど、**能動的な改善をより一層推進する**とともに、NISCにおいても、適宜、その状況をフォローし、必要な協力を行う必要がある。

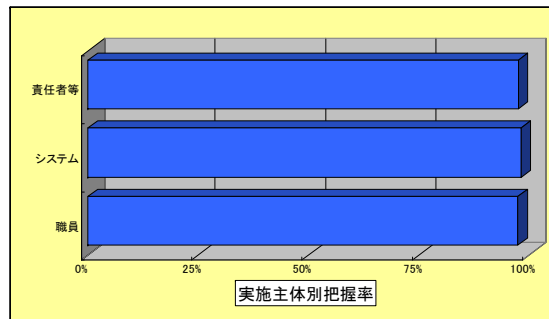
# 政府機関の対策実施状況報告(2008年度)の評価結果【実施主体ベース】



## 1 把握率

全府省庁の平均把握率

97.3%



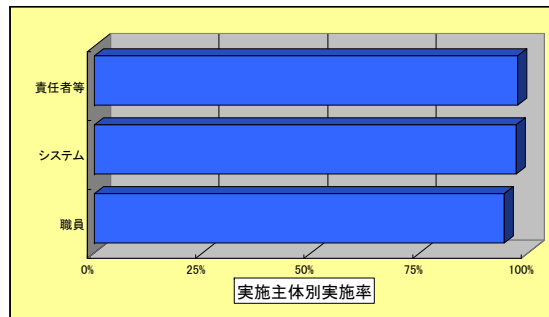
① 昨年度比で2倍、人数で約25万人と大幅に報告対象が増えた中、平均把握率は約97%と昨年より向上しており、多くの省庁で対策実施状況が把握できている結果であった。

② ただし、対策実施状況の把握は、情報セキュリティ水準の維持・向上に不可欠であることから、政府機関全体で把握率100%を達成すべく、今後さらなる向上が望まれる。特に、把握率の低い府省庁にあっては、把握率の改善手段を早急に検討する必要がある。

## 2 実施率

全府省庁の平均実施率

96.9%



③ 平均実施率は約97%となっており、責任者等が高く、システム担当、職員の順に低い結果であった。

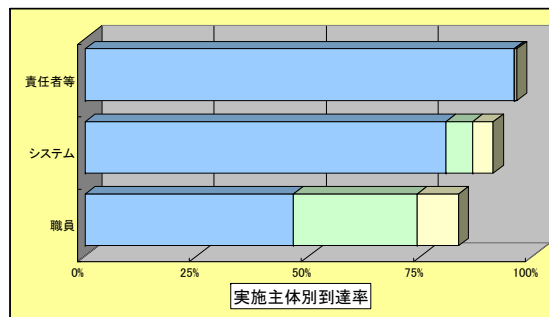
④ 情報セキュリティ対策について組織的な責務を果たすべき責任者等の実施率が未だに100%に満たないことは問題であり、早急に改善が必要である。

## 3 到達率

全府省庁の平均到達率

100%実施した割合 : 76.1%  
95%以上実施した割合 : 86.5%  
90%以上実施した割合 : 91.2%

全対象者が対策を実施した遵守事項の割合  
95%以上の対象者が対策を実施した遵守事項の割合  
90%以上の対象者が対策を実施した遵守事項の割合



⑤ 到達率で見ると、責任者等に比べ、特に職員が低くなる傾向が顕著に現れた。

⑥ 職員は責任者等やシステム担当と比して、対象数が多いことや、日々の業務において日常的に実施しなければならぬ遵守事項が多いことから、すべての職員が遵守事項を実施することは難しく、到達率100%達成には困難な面があるが、万一の事故防止のためには日々の取組が重要であり、対策がすみずみまで浸透するよう努力が必要である。

把握率: 各府省庁が報告対象とした者のうち、対策実施状況が把握できた者の割合

実施率: 把握した者のうち、責務が生じた者に占める対策を実施した者の割合

到達率: 把握した者のうち、責務が生じた一定の割合(100%、95%、90%)以上の者が対策を実施した遵守事項の割合

責任者等: 最高情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会、情報セキュリティ監査責任者、情報セキュリティ監査実施者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、許可権限者及び情報セキュリティ関係規程を整備した者

システム: 情報システムセキュリティ責任者(情報システムセキュリティ責任者を含む複数の者が主体となっているものを含む)、情報システムセキュリティ管理者及び権限管理を行う者

# 政府機関の対策実施状況報告(2008年度)の評価結果【遵守事項ベース】



政府機関全体の実施状況について特筆すべき遵守事項は次のとおり。

## 1 今年度の課題

### (1) 情報セキュリティ対策の教育

[統一基準(第3版)2.2.1]

全府省庁の平均実施率  
(1)教育の実施 (2)教育の受講

98.6%

87.6%



- ① 職員による教育受講が不十分であり、未受講者への受講指導の徹底も不十分である。
- ② ただし、毎年度1回以上実施すべき教育の計画策定や着任・異動後3ヶ月以内に実施すべき教育の計画策定は十分に行われている。

### (2) 情報の格付け・取扱制限に係る措置

[統一基準(第3版)3.2.1~3.2.6]

全府省庁の平均実施率

91.0%

遵守事項	実施率
(1)情報の作成と入手	86.6%
(2)情報の利用	95.8%
(3)情報の保存	88.8%
(4)情報の移送	89.7%
(5)情報の提供	94.0%
(6)情報の消去	96.9%

遵守事項別実施率



- ③ 情報の作成と入手時において、情報の格付けの実施や格付けの明示等の実施が不十分である。
- ④ 情報の保存時において、情報の暗号化等の実施が不十分である。
- ⑤ 情報の移送時において、管理者に対して行うべき届出が不十分である。

### (3) 各種規程・手順の整備

[統一基準(第3版)4.1.6(1)、6.1.2(1)、6.2.1(1)、6.3.3(1)]

全府省庁の平均実施率

86.9%



- ⑥ 責任者が実施すべき各種情報セキュリティ対策の基礎となるべき規程・手順の整備において、暗号と電子署名、外部委託、府省庁外での情報処理の制限及びドメイン名の使用に係るものが不十分である。

## 2 今年度改善した昨年度の課題

### (1) 情報システムの台帳整備

[統一基準(第3版)4.3.1(5)]

全府省庁の平均実施率

96.3%



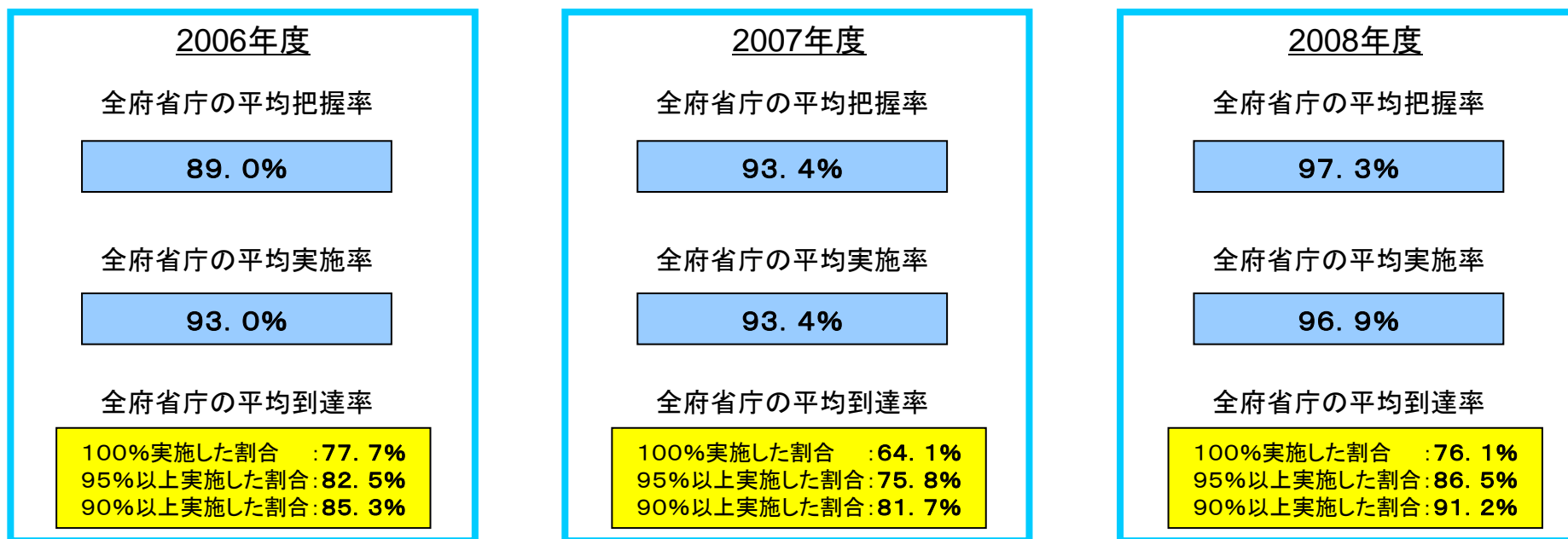
- ⑦ 情報システムが扱う情報や当該情報の格付けを含む事項を記載した情報システムの台帳整備については、昨年度は課題とされたが、顕著な改善が認められる。

○ 各府省庁においては、今後、実施状況を自ら分析して原因を特定するなど、能動的な改善をより一層推進するとともに、NISCにおいても、適宜、その状況をフォローし、必要な協力を行う必要がある。

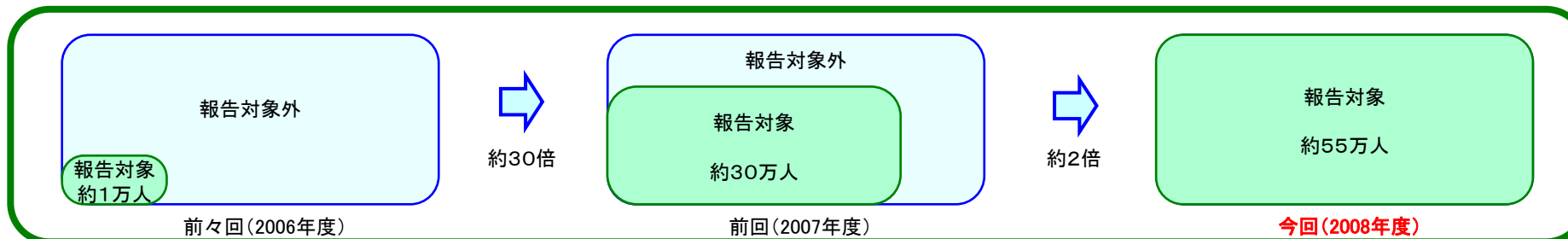
# (参考1)第1次情報セキュリティ基本計画期間中(2006～2008年度)の推移



報告の範囲が各年度で異なるため、直接の比較はできないが、範囲が拡大している中、全体的に対策の実施状況が向上しており、特に、把握率及び実施率の向上は顕著であり、全体として十分とまでは言えないものの、対策が政府機関に着実に浸透してきたことが認識できる。



## (報告の範囲の推移)



# (参考2)各府省庁の対策実施状況報告(2008年度)の集計結果



## ○ 把握率

	2008年度の把握率	2008年度に報告対象とした範囲	2007年度の把握率	2007年度に報告対象とした範囲	
				職員	情報システム
内閣官房	100%	すべて対象	78.2%	すべて対象	すべて対象
内閣法制局	100%		100%	すべて対象	すべて対象
人事院	100%		100%	すべて対象	すべて対象
内閣府	86.2%		91.4%	本府(地方支分部局を除く):すべて対象	すべて対象
宮内庁	100%		100%	係長相当職以上で単独でパソコンを使用する職員	前回対象4情報システム類型(※)
公正取引委員会	99.3%		96.7%	本局:課室長級以上及び各課室総括担当職員 地方機関:課室長級以上及び総務課職員	前回対象4情報システム類型+主要情報システム
警察庁	100%		100%	本庁内部部局:すべて対象 附属機関及び地方機関:課長相当職以上	前回対象4情報システム類型+インターネットに接続された情報システム
金融庁	93.7%		100%	課長補佐相当職以上	前回対象4情報システム類型+主要情報システム
総務省	99.4%		93.6%	すべて対象	すべて対象
法務省	100%		100%	本省(外局含む):すべて対象 所管各庁:本省課室長相当職以上	本省において所管しているすべての情報システム
外務省	100%		100%	すべて対象(ただし、在外公館の現地職員は除く)	前回対象4情報システム類型+主要情報システム+その他要保護情報を扱う情報システム
財務省	100%		100%	本省(外局含む):すべて対象 地方機関(税関、国税局、財務局):すべて対象 地方機関(税務署):各署統括官(課室長相当職)以上	前回対象4情報システム類型+主要情報システム
文部科学省	91.0%		56.4%	係長相当職以上	前回対象4情報システム類型+主要情報システム
厚生労働省	95.1%		80.4%	本省(外局含む):すべて対象 地方機関等:政令職以上	すべて対象
農林水産省	100%		100%	本省:すべて対象 地方出先機関:一部対象外	すべて対象
経済産業省	93.6%		95.9%	行政職俸給表(一)における6級以上(指定職含む)	すべて対象
国土交通省	100%		100%	本省(外局含む):課室長以上 地方機関:本省課室長相当職以上	前回対象4システム類型+主要情報システム
環境省	92.7%		83.8%	すべて対象	すべて対象
防衛省	98.5%		98.8%	すべて対象	すべて対象

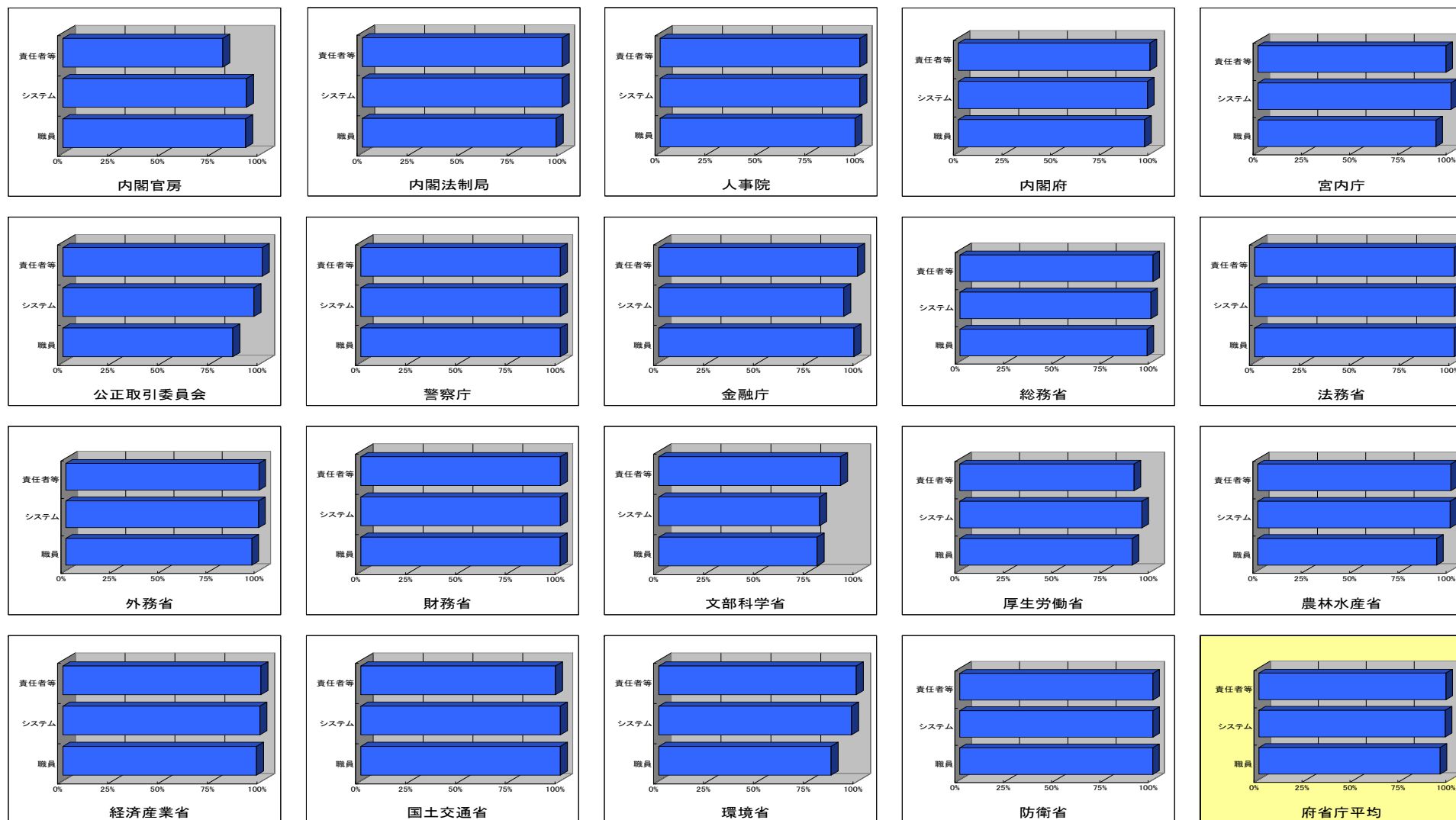
把握率:各府省庁が報告対象とした者のうち、対策実施状況が把握できた者の割合

(※前回対象4情報システム類型:電子申請システム、文書管理システム、府省庁LANシステム、最適化対象システム)

# (参考2)各府省庁の対策実施状況報告(2008年度)の集計結果



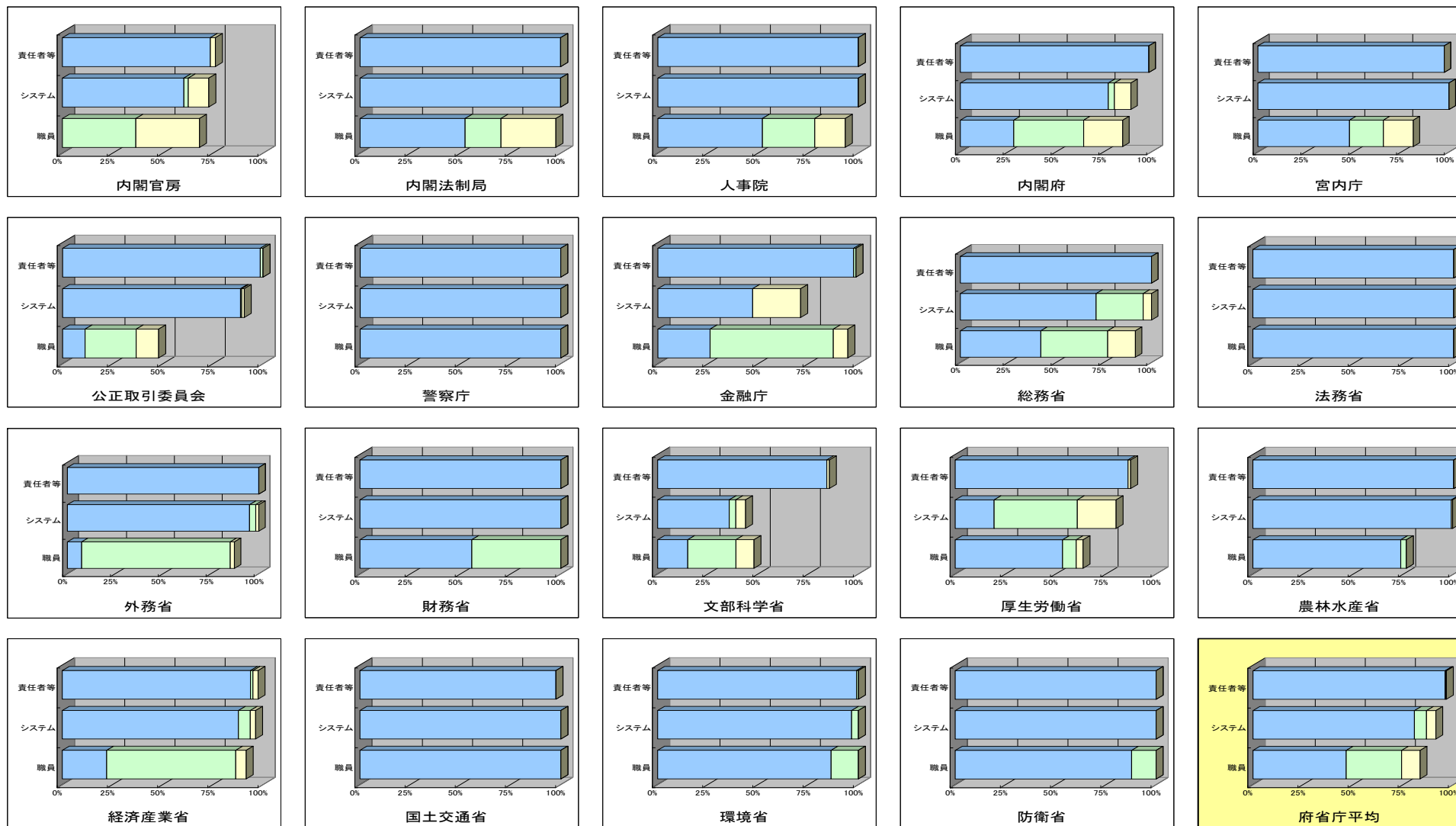
## ○ 実施率



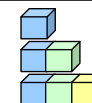
実施率:把握した者のうち、責務が生じた者に占める対策を実施した者の割合

# (参考2)各府省庁の対策実施状況報告(2008年度)の集計結果

## ○ 到達率



到達率: 把握した者のうち、責務が生じた一定の割合(100%、95%、90%)以上の者が対策を実施した遵守事項の割合


 全対象者が対策を実施した遵守事項の割合  
 95%以上の対象者が対策を実施した遵守事項の割合  
 90%以上の対象者が対策を実施した遵守事項の割合